

平成 2 2 年度五條市上下水道部水道課水質検査計画
(上水道)

1. 五條市上下水道部水道課のあゆみ

奈良県の中央部を流れる吉野川の中ほどに発展した五條市の水道事業は、従前、水事情の良かった当地区において十津川、紀の川総合開発事業に伴ない河床が急激に低下して井戸水が枯渇し、水量不足に悩む地区住民の水道布設の声が高くなり、昭和 32 年 3 月 25 日付にて五條町全域と宇智村の一部を給水区域とする給水人口 16,500 人、一日最大給水量 2,970 m³規模とした創設事業の認可をうけた。その後、水需要の増大に対応して第 5 次に至る拡張事業を施行し現在に至っている。

2. 基本方針

1) 安全でおいしい水を安定的に供給すること

2) 信頼できる水質の水を供給する為に、効率的な水質検査を行う

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適切な判断により需要者が安心、信頼して利用できるよう努めてまいります。

3. 水道事業の概要

五條市の上水道事業は次のとおりです。

1) 給水区域

大深町、田殿町の一部、阪合部新田町、檜辻町、西吉野町及び大塔町を除く市内一円

2) 給水人口及び配水量（平成 21 年度 2 月末データ）

給水人口	31,941 人
2 月末総配水量	3,856,847 m ³
1 日平均配水量	11,547 m ³
1 日最大配水量	13,222 m ³

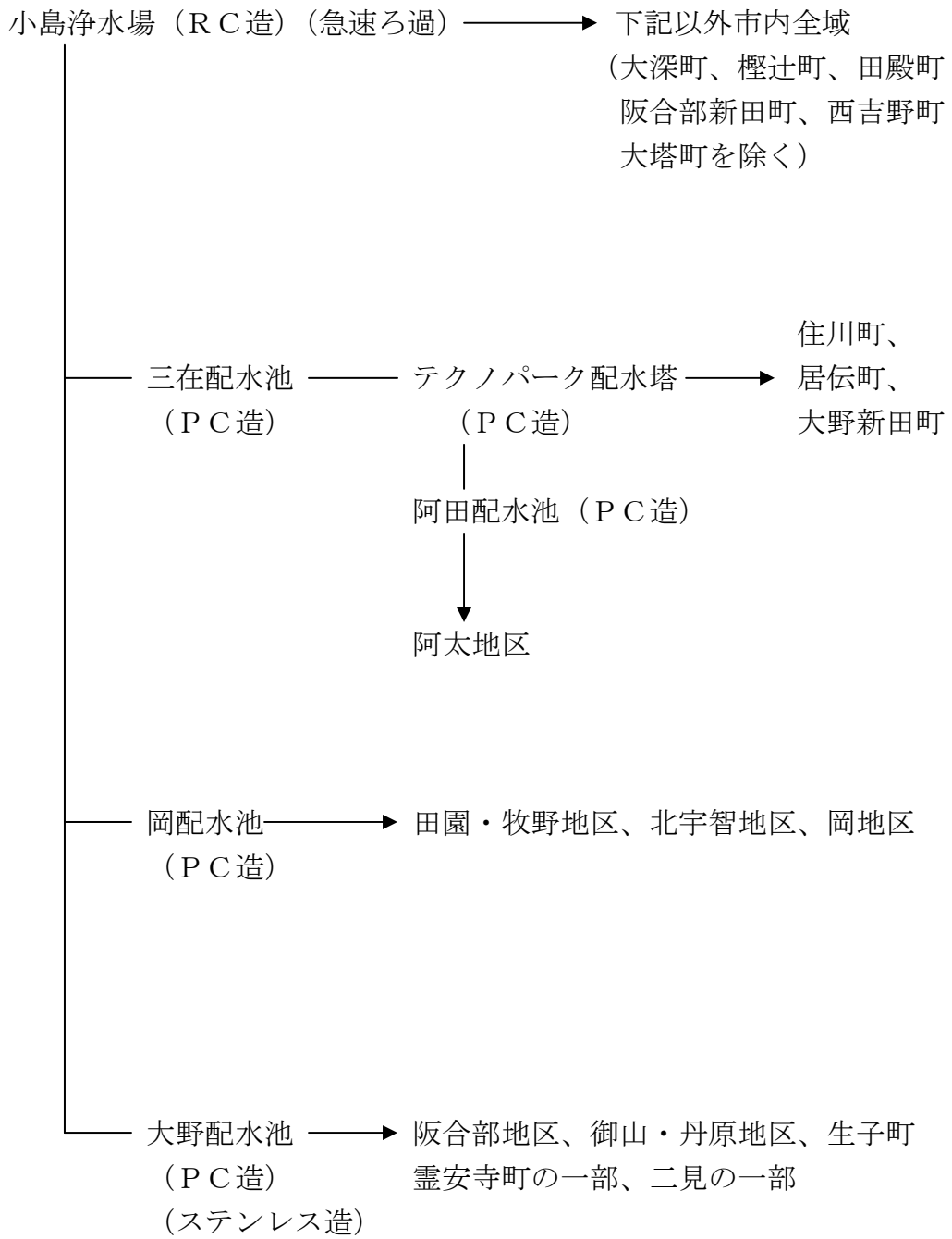
3) 水源

紀の川表流水

4) 五條市の浄水場及び配水施設

小島取水場（RC 造）





4. 水質状況

原水の水質について、平成16年1月頃より不定期にカビ臭が発生していますが、水質検査を定期的に行い活性炭注入する時期の確認をしております。カビ臭以外については、雨の後濁度が増える程度で特に問題はありません。

浄水については、原水にカビ臭が発生した場合基準値以下になるよう活性炭を注入し対処しております。その他の水質検査項目については水質基準の超過はなく、良質な水道水を供給していると考えております。また、水質検査を十分に行い、安全な水道水を供給できているものと考えております。

水質検査結果 参照

紀の川表流水水質状況（取水口）

場内給水栓水質状況（小島浄水場内）

市内1水質状況（詳細については下記参照）

市内2水質状況（ " ）

5. 水質基準項目の改正について

水質基準に関する省令の一部改正等（平成22年4月1日施行）に伴い、下記項目の基準値が改正されました。

1) 改正内容

○カドミウム及びその化合物

（基準値0.01mg/L以下 → 基準値0.003mg/L以下）

6. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査の方法

1) 水質検査項目及び検査頻度

○毎日検査（自己検査）

1日1回以上、色・濁度・残留塩素の検査を行います。

○毎月検査（委託検査）

1ヶ月に1回以上、9項目の検査を行います。

○水質基準項目検査（委託検査）

平成16年4月1日より一部省略可能となったため、22項目/年4回、アルミニウム及びその化合物/年4回、3項目/年1回（※1）、50項目/3年に1回の検査を行います。

※1：カルシウム、マグネシウム等（硬度）

蒸発残留物

非イオン界面活性剤

（詳しくは別表1・5）

○カビ臭検査（委託検査）

発生時期に年4回検査を行います。今年度も引き続き、毎月検査を行います。

○農薬検査（委託検査）

吉野川への農薬の検査として、農薬102項目を2年に1回9月頃に検査を行います。（別表6）

○原水検査（委託検査）

消毒副生成物の項目を除いた39項目の検査を年1回行います。

2) 採水地点

①原水

小島取水場取水口（紀の川）

②浄水

小島浄水場場内給水栓

市内1給水栓	五條地区・・・水道課（小島浄水場系統）
	田園地区・・・岡近隣公園（岡配水池系統）
	南宇智地区・・・南宇智保育所（大野配水池系統）
	宇智地区・・・宇智野保育所（小島浄水場系統）

市内2給水栓	北宇智地区・・・北宇智保育所（岡配水池系統）
	住川地区・・・黒木電業株式会社（三在配水池系統）
	阪合部地区・・・上野共同墓地（大野配水池系統）
	阿太地区・・・阿太保育所（三在配水池系統）

（系統ごとに2箇所、1年間で全系統検査できるよう選定しています。）

3) 水質検査の方法

毎日検査については、浄水場で自己検査を行う。

毎月検査以外については、すべて委託で検査を行う。

委託場所

奈良県御所市戸毛367番地の2
奈良広域水質検査センター組合

7. 臨時検査

以下の要件が生じた場合については、臨時の水質検査を実施します。
なお検査項目については50項目を対象に行いますが、状況判断の上で必要がないと考えられる場合は、検査項目を省略します。

採水地点については、下記要件を的確に把握できる地点を選定します。

(1) 水源水質が著しく悪化した場合

- (2) 水源に異常があった場合
- (3) 水源付近、給水区域及び周辺において消化器系感染症が集団発生した場合
- (4) 浄水過程に異常があった場合
- (5) 水道施設が著しく汚染された場合
- (6) その他特に必要と認められる場合

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は、ホームページで公表しています。
また、ご意見等ございましたら下記に連絡下さい。

五條市上下水道部水道課 浄水係 五條市小島町265番地
電 話 0747-22-3100
F A X 0747-26-5101

9. 水質検査結果の評価

全ての項目について基準を超えている場合、直ちに再検査を実施し原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。

基準項目の1～31の項目については、検査結果が基準値を超えている事が明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たす処置をとります。基準値超過が継続すると見込まれる場合は、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、関係者に周知する措置をとります。

また、32～50の項目については直ちに原因究明を行い、低減化対策を講じ基準を満たす水質を確保する措置をとります。

10. 水質検査計画の見直し

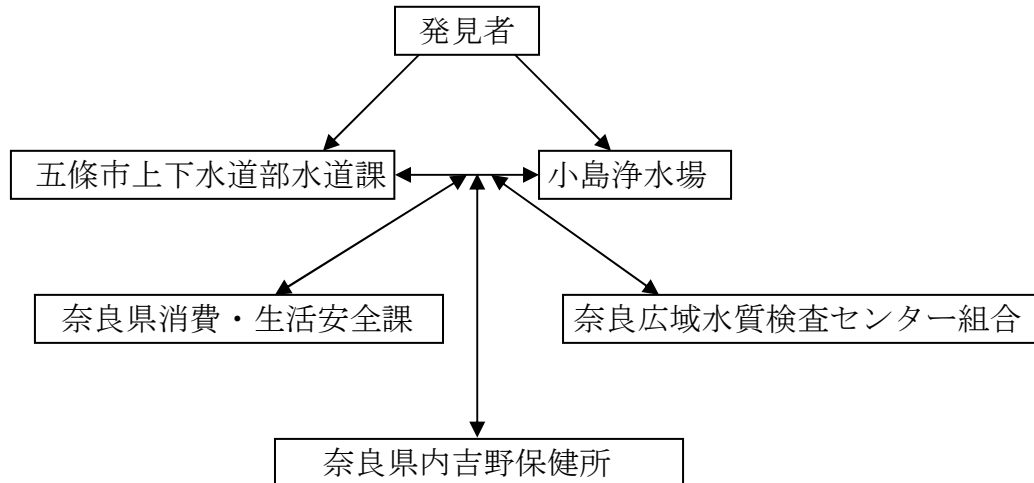
水質検査の結果をもとに、必要があれば検査計画の見直しを行います。
また、法律の改正等により変更の必要性が生じた場合は見直しを行います。

11. 水質検査の精度と信頼性保証

当市が水質検査を委託している奈良広域水質検査センター組合は、奈良県水道水質精度管理連絡会にて水道水質検査の精度管理等を行うことにより水質検査に関する信頼性の確保を図っている為、信頼性の高い水質検査結果であると考えております。

1 2. 関係機関との連携

水道課では、水質異常が生じた場合以下の図に示すような体制をとり、関係機関と連携をはかりながら、可能な限り迅速な原因究明・対処を行います。



平成22年度 水質検査採水予定場所

月	日	曜日	項目	原水	場内	管末1	管末2
4月	22日	木	毎月	原水	場内	宇智	阿太
5月	25日	火	省略不可+項目検査	—	場内	南宇智	住川
			毎月	原水	—	—	—
6月	15日	火	原水全項目検査	原水	—	—	—
	17日	木	毎月	—	場内	田園	阪合部
			かび臭(負担金分)	—	場内	田園	阪合部
22日	火	農薬	原水	—	—	—	
7月	22日	木	毎月	原水	場内	五條	北宇智
			かび臭(負担金分)	—	場内	五條	北宇智
8月	17日	火	毎月	原水	—	—	—
			省略不可+項目検査	—	場内	宇智	阿太
			かび臭(負担金分)	—	場内	宇智	阿太
9月	9日	木	毎月	原水	場内	南宇智	住川
			かび臭(負担金分)	—	場内	南宇智	住川
10月	21日	木	毎月	原水	場内	田園	阪合部
11月	16日	火	省略不可+項目検査	—	場内	五條	北宇智
			毎月	原水	—	—	—
12月	9日	木	毎月	原水	場内	宇智	阿太
1月	13日	木	毎月	原水	場内	南宇智	住川
2月	1日	火	浄水全項目検査	—	場内	—	—
			省略不可+項目検査	—	—	田園	阪合部
			毎月	原水	—	—	—
3月	1日	火	毎月	原水	場内	五條	北宇智

毎週火・木はカビ臭検査(原水、浄水)

田園
五條
南宇智
宇智

岡近隣公園
水道課
南宇智保育所
宇智野保育所

阪合部
北宇智
住川
阿太

上野共同墓地
北宇智保育所
黒木電業株式会社
阿太保育所

区分	水質検査項目	省略不可	検査頻度	基準値	
健康に関する項目	病原性微生物	1 一般細菌	○	月1回	100個/ml以下
		2 大腸菌	○	月1回	不検出
	金属類	3 カドミウム及びその化合物		※年4回	0.01/l以下
		4 水銀及びその化合物		※年4回	0.0005mg/l以下
		5 セレン及びその化合物		※年4回	0.01mg/l以下
		6 鉛及びその化合物		※年4回	0.01mg/l以下
		7 ヒ素及びその化合物		※年4回	0.01mg/l以下
		8 六価クロム及びその化合物		※年4回	0.05mg/l以下
	消毒剤・消毒副生成物	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	○	年4回	0.01mg/l以下
	無機物	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		※年4回	10mg/l以下
		11 フッ素及びその化合物		※年4回	0.8mg/l以下
		12 ホウ素及びその化合物		※年4回	1.0mg/l以下
	有機物	13 四塩化炭素		※年4回	0.002mg/l以下
		14 1,4-ジオキサン		※年4回	0.05mg/l以下
		15 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		※年4回	0.04mg/l以下
		16 ジクロロメタン		※年4回	0.02mg/l以下
		17 テトラクロロエチレン		※年4回	0.01mg/l以下
		18 トリクロロエチレン		※年4回	0.03mg/l以下
		19 ベンゼン		※年4回	0.01mg/l以下
	消毒剤・消毒副生成物	20 塩素酸	○	年4回	0.6mg/l以下
		21 クロロ酢酸	○	年4回	0.02mg/l以下
		22 クロロホルム	○	年4回	0.06mg/l以下
		23 ジクロロ酢酸	○	年4回	0.04mg/l以下
		24 ジブロモクロロメタン	○	年4回	0.1mg/l以下
		25 臭素酸	○	年4回	0.01mg/l以下
		26 総トリハロメタン	○	年4回	0.1mg/l以下
		27 トリクロロ酢酸	○	年4回	0.2mg/l以下
		28 ブロモジクロロメタン	○	年4回	0.03mg/l以下
		29 ブロモホルム	○	年4回	0.09mg/l以下
		30 ホルムアルデヒド	○	年4回	0.08mg/l以下
性状に関する項目	金属類	31 亜鉛及びその化合物		※年4回	1.0mg/l以下
		32 アルミニウム及びその化合物		※年4回	0.2mg/l以下
		33 鉄及びその化合物		※年4回	0.3mg/l以下
		34 銅及びその化合物		※年4回	1.0mg/l以下
	無機物	35 ナトリウム及びその化合物		※年4回	200mg/l以下
	金属類	36 マンガン及びその化合物		※年4回	0.05mg/l以下
	その他	37 塩化物イオン	○	月1回	200mg/l以下
	無機物	38 カルシウム・マグネシウム等(硬度)		※年4回	300mg/l以下
		39 蒸発残留物		※年4回	500mg/l以下
	有機物	40 陰イオン界面活性剤		※年4回	0.2mg/l以下
		41 ジェオスミン		※年4回	0.0001mg/l以下
		42 2-メチルイソボルネオール		※年4回	0.0001mg/l以下
		43 非イオン界面活性剤		※年4回	0.02mg/l以下
		44 フェノール類		※年4回	0.005mg/l以下
	その他	45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	月1回	3mg/l以下
46 pH値		○	月1回	5.8以上8.6以下	
47 味		○	月1回	異常でないこと	
48 臭気		○	月1回	異常でないこと	
49 色度		○	月1回	5度以下	
50 濁度		○	月1回	2度以下	
	遊離残留塩素(浄水のみ)		月1回	0.1mg/l以上	
	アンモニア性窒素(原水のみ)		月1回	-	

※①過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/5以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときには年1回以上に検査頻度を下げることができる。

②過去3年間における検査結果がいずれも基準の1/10以下の場合であって、原水等の変動による汚染のおそれのないときには3年1回以上に検査頻度を下げることができる。

別表5-1

紀の川表流水水質検査計画

平成22年度

採水箇所 小島取水場 取水口

	新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2	大腸菌	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3	ガミル及びその化合物				○									
4	水銀及びその化合物				○									
5	セレン及びその化合物				○									
6	鉛及びその化合物				○									
7	ヒ素及びその化合物				○									
8	六価クロム化合物				○									
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可			○									
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可			○									
11	フッ素及びその化合物				○									
12	砒素及びその化合物				○									
13	四塩化炭素				○									
14	1,4-ジチオ				○									
15	ビス-1,1-ジクロロエチル及びトランス-1,2-ジクロロエチル	不可			○									
16	ジクロロメタン				○									
17	トリクロロエチレン				○									
18	トリクロロエチレン				○									
19	ベンゼン				○									
20	塩素酸	不可			—									
21	クロ酢酸	不可			—									
22	クロホルム	不可			—									
23	ジクロ酢酸	不可			—									
24	ジプロクロロメタン	不可			—									
25	臭素酸	不可			—									
26	総トリハロメタン	不可			—									
27	トリクロ酢酸	不可			—									
28	プロジクロロメタン	不可			—									
29	プロホルム	不可			—									
30	ホルムアルデヒド	不可			—									
31	亜鉛及びその化合物				○									
32	アルミニウム及びその化合物				○									
33	鉄及びその化合物				○									
34	銅及びその化合物				○									
35	ナトリウム及びその化合物				○									
36	マンガン及びその化合物				○									
37	塩化物イオン	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○									
39	蒸発残留物				○									
40	陰イオン界面活性剤				○									
41	ジオキソ	不可			○									
42	2-メチルイソボルネール	不可	★	★	○	★	★	★	★	★	★	★	★	★
43	非イオン界面活性剤				○									
44	フェノール類				○									
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
46	pH値	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47	味	不可			—									
48	臭気	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49	色度	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50	濁度	不可	☆	☆	○	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

☆ 毎月検査
○ 原水全項目
★ 臨時

別表5-2

場内給水栓水質検査計画

平成22年度

採水箇所 小島浄水場 場内給水栓

	新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2	大腸菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3	ガミル及びその化合物												●	
4	水銀及びその化合物												●	
5	セレン及びその化合物												●	
6	鉛及びその化合物												●	
7	ヒ素及びその化合物												●	
8	六価クロム化合物												●	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		◎			◎			◎			◎	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可											●	
11	フッ素及びその化合物												●	
12	砒素及びその化合物												●	
13	四塩化炭素												●	
14	1,4-ジチオ												●	
15	ビス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	不可		◎			◎			◎			◎	
16	ジクロロメタン												●	
17	トリクロロエチレン												●	
18	トリクロロエチレン												●	
19	ベンゼン												●	
20	塩素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
21	クロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
22	クロロホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
23	ジクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
24	ジブromクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
25	臭素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
26	総トリハロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
27	トリクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
28	ブromジクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
29	ブromホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
30	ホルムアルデヒド	不可		◎			◎			◎			◎	
31	亜鉛及びその化合物												●	
32	アルミニウム及びその化合物			■			■			■			■	
33	鉄及びその化合物												●	
34	銅及びその化合物												●	
35	ナトリウム及びその化合物												●	
36	マンガン及びその化合物												●	
37	塩化物イオン	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)												○	
39	蒸発残留物												○	
40	陰イオン界面活性剤												●	
41	ジオキシン	不可			◎	◎	◎	◎					●	
42	2-メチルイソプロピルアルコール	不可	★	★	◎	◎	◎	◎	★	★	★	★	★	★
43	非イオン界面活性剤												○	
44	フェノール類												●	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
46	pH値	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47	味	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48	臭気	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49	色度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50	濁度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

☆ : 月1回
◎ : 年4回(負担金分)
■ : 年4回(手数料分)
○ : 年1回
● : 3年に1回
★ : 臨時

別表5-3
平成22年度

市内1水質検査計画

新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水箇所		宇智	南宇智	田園	五條	宇智	南宇智	田園	五條	宇智	南宇智	田園	五條
1 一般細菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2 大腸菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3 カドミウム及びその化合物													
4 水銀及びその化合物													
5 セレン及びその化合物													
6 鉛及びその化合物													
7 ヒ素及びその化合物													
8 六価クロム化合物													
9 シアン化合物イオン及び塩化シアン	不可		◎			◎			◎			◎	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可												
11 フッ素及びその化合物													
12 砒素及びその化合物													
13 四塩化炭素													
14 1,4-ジチオ													
15 シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	不可		◎			◎			◎			◎	
16 ジクロロメタン													
17 テトラクロロエチレン													
18 トリクロロエチレン													
19 ヘキサン													
20 塩素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
21 クロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
22 クロホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
23 ジクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
24 ジブromクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
25 臭素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
26 総トリハロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
27 トリクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
28 ブromジクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
29 ブromホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
30 ホルムアルデヒド	不可		◎			◎			◎			◎	
31 亜鉛及びその化合物													
32 アルミニウム及びその化合物			■			■			■			■	
33 鉄及びその化合物													
34 銅及びその化合物													
35 ナトリウム及びその化合物													
36 マンガン及びその化合物													
37 塩化物イオン	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										
39 蒸発残留物			○										
40 陰イオン界面活性剤													
41 ジオキシン	不可			◎	◎	◎	◎						
42 2-メルカプトホルマール	不可	★	★	◎	◎	◎	◎	★	★	★	★	★	★
43 非イオン界面活性剤			○										
44 フェノール類													
45 有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
46 pH値	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47 味	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48 臭気	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49 色度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50 濁度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

- ☆ : 月1回
- ◎ : 年4回(負担金分)
- : 年4回(手数料分)
- : 年1回
- : 3年に1回
- ★ : 臨時

採水箇所

田園地区 岡近隣公園

五條地区 水道課

南宇智地区 南宇智保育所

宇智地区 宇智野保育所

別表5-4
平成22年度

市内2水質検査計画

新基準項目	省略	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採水箇所		阿太	住川	阪合部	北宇智	阿太	住川	阪合部	北宇智	阿太	住川	阪合部	北宇智
1 一般細菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
2 大腸菌	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
3 カドミウム及びその化合物													
4 水銀及びその化合物													
5 セレン及びその化合物													
6 鉛及びその化合物													
7 ヒ素及びその化合物													
8 六価クロム化合物													
9 シアン化合物イオン及び塩化シアン	不可		◎			◎			◎			◎	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可												
11 フッ素及びその化合物													
12 砒素及びその化合物													
13 四塩化炭素													
14 1,4-ジチオ													
15 シス-1,1-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	不可		◎			◎			◎			◎	
16 ジクロロメタン													
17 テトラクロロエチレン													
18 トリクロロエチレン													
19 ヘキサ													
20 塩素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
21 クロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
22 クロホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
23 ジクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
24 ジブromクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
25 臭素酸	不可		◎			◎			◎			◎	
26 総トリハロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
27 トリクロロ酢酸	不可		◎			◎			◎			◎	
28 ブromジクロロメタン	不可		◎			◎			◎			◎	
29 ブromホルム	不可		◎			◎			◎			◎	
30 ホルムアルデヒド	不可		◎			◎			◎			◎	
31 亜鉛及びその化合物													
32 アルミニウム及びその化合物			■			■			■			■	
33 鉄及びその化合物													
34 銅及びその化合物													
35 ナトリウム及びその化合物													
36 マンガン及びその化合物													
37 塩化物イオン	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)			○										
39 蒸発残留物			○										
40 陰イオン界面活性剤													
41 ジオキシン	不可			◎	◎	◎	◎						
42 2-メチルイソボルネオール	不可	★	★	◎	◎	◎	◎	★	★	★	★	★	★
43 非イオン界面活性剤			○										
44 フェノール類													
45 有機物(全有機炭素TOCの量)	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
46 pH値	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
47 味	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
48 臭気	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
49 色度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
50 濁度	不可	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

☆ : 月1回
◎ : 年4回(負担金分)
■ : 年4回(手数料分)
○ : 年1回
● : 3年に1回
★ : 臨時

採水箇所

阪合部地区 上野共同墓地
北宇智地区 北宇智保育所
住川地区 黒木電業(株)
阿太地区 阿太保育所

